

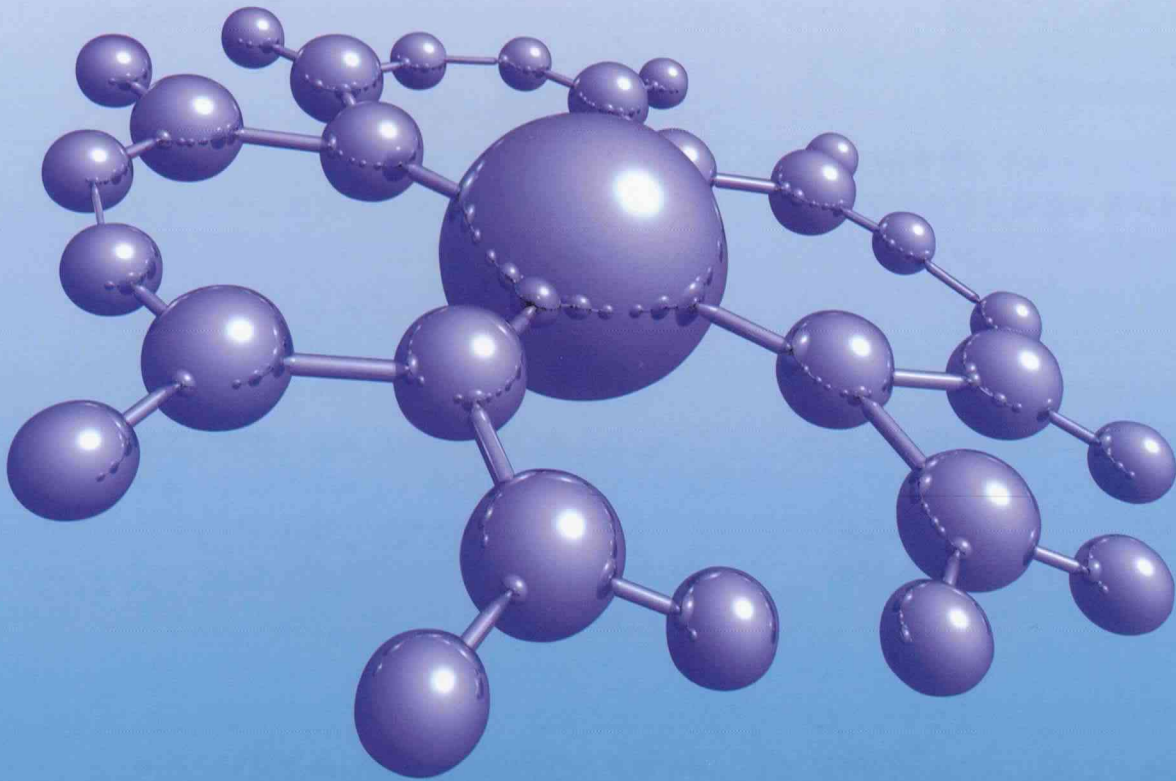
# 自治研報 かながわ

2008

4

No.106

(通算170号)



- ◆ 第二次分権改革から1年——その現状を問う——
- ◆ 変貌する中心市街地活性化の現状とその問題点

社団法人 神奈川県地方自治研究センター

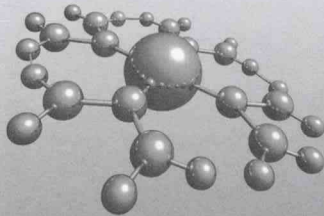


# 自治研かながわ 4

2008  
4

No.106  
(通算170号)

◆ 第一次分権改革から1年―その現状を問う―  
◆ 変貌する中心市街地活性化の現状とその問題点



社団法人 神奈川県地方自治研究センター



## もくじ\*\*\*CONTENTS

2008年度 神奈川自治研センター通常総会記念講演

### 第二次分権改革から1年―その現状を問う―

共同通信社編集・論説委員 鎌田 司 ……1

2007年度 第2回 神奈川まちづくり研究会

### 変貌する中心市街地活性化の現状とその問題点

日本大学大学院教授 佐野 充 ……15

## 第二次分権改革から 1 年－その現状を問う－

共同通信社編集・論説委員 鎌田 司

2008 年 3 月 17 日に、神奈川県地域労働文化会館で 2008 年度神奈川県地方自治研究センター通常総会記念講演が開催された。鎌田司共同通信社編集・論説委員より「第二次分権改革から 1 年－その現状を問う」というテーマで講演をいただいた。以下は、その講演録をもとに、鎌田氏が加筆・修正したものである。

### 1. 第一次分権改革とその後の経緯

第一次分権改革はさまざまな成果をあげたが、これに尽力した地方分権推進委員会が 2001 年 6 月に最終報告を出し、地方税財源の充実確保の必要性や法令による義務付け・枠付けの緩和の必要性など、残された課題をあげた。分権推進委員会が解散した直後に、地方分権改革推進会議が発足した。これは、税源移譲をめぐる内部で意見が対立し、成果をあげられないまま終わってしまうというような禍根が残る会議であった。その後、小泉内閣が発足して、国から地方へというかけ声の下に三位一体改革が行なわれた。

その結果として、4 兆円の補助金廃止、3 兆円の税源移譲、5 兆 1 千億円の地方交付税の削減というように、地方に大きな不満を残したまま終わってしまった。この 3 つの動きに共通することは、分権推進委員会が最終報告で指摘した地方税財源の充実である。これをめぐって地方分権改革推進会議と三位一体改革でさまざまなことが行なわれていたが、少なくとも地方からみると満足な結果は得られなかったわけである。

### 2. 第二次分権改革

#### (1) 地方分権改革推進法

##### 1) 何を改革し推進するのか

第二次分権改革は、現在進行中である。地方六団体では第二期分権改革と言っているが、私は第二次分権改革と呼ぶ方がよいのではないかとかねてから考えている。自治研センターから「第二次分権改革から 1 年」というテーマを与えられた際に、やっぱりこのような考えの方がよいのだと納得した。

第二次分権改革の目標は一体何なのであろうか。根拠となっているのは、地方分権改革推進法である。この法律は、2006 年秋の臨時国会で成立している。第一次分権改革で残された課題を考えると、第二次分権改革の目標は地方財政の分権であり、地方財政の自立であると思う。このため、三位一体改革でもさまざまな議論があった。国と地方の役割分担の明確化、国の関与や義務付けの見直しという順番で改革がなされるべきであると私は考えているが、地方分権改革推進法はこのような組み立てになっていない。法案の段階では、何をやろうとしているかがわからない内容であった。

第6条をみると、「国と地方公共団体の役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から（中略）、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を行うものとする」としている。前述したような組み立て、順番から見ると逆転しているといえる。逆転していても良いが、少なくとも法律を素直に読むと、本当に本気になって財政を分権・自立に向けて取り組む法律なのかと疑うような文章になっている。この法案は、2006年夏の小泉内閣の時代に霞ヶ関ではほぼできあがっており、9月に安倍内閣が発足し、その後の臨時国会に提案された。はっきりいうと、このときには前述した「国と地方公共団体の役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から」という文章は入っていなかった。

なぜ、このように目標が曖昧な法案ができてしまったのであろうか。これは、財務省と総務省財政局が手を打ったということである。総務省行政局は、法案ができあがってから知ったということの後で聞いた。総務省財政局の法案を作る担当者レベルでは、この内容で精一杯という雰囲気があった。総務省がつくった原案段階では、道州制の推進ということが入っていた。これは、法案作成の作業の段階で落ちている。総務省に言わせると、税財源の充実確保や地方財政の自立へ向けて何か



報告中の鎌田氏

しなければならないが、霞ヶ関の他の省庁は良いとは言わない。このため、道州制を手段に財政の分権を進められないかという苦肉の策として入れたということである。

このように曖昧な法案だった。国会の法案審議の段階では、私はとにかくおかしいのではないかということを書いた。その上で、民主党の法案を担当していた国会議員と直接話をして、法案を修正するべきであると申し上げた。結果から見ると、民主党から法案の修正を働きかけして、これに自民党も乗ったわけである。その結果、「地方税財源の充実確保の観点から」というような言葉がいくつか入った。しかし、霞ヶ関での法案の調整が終わっていたことから、組み立てを今さら変えるわけにいかないため、第一次分権改革の際の分権推進法にほぼ準じた内容で手を打ったわけである。言ってみれば、ようやくそこまで戻したということになるのかもしれない。

いずれにしても、地方分権改革推進法の曖昧な目標が現在の分権改革推進委員会の作業審議にも、すべてではないが影を落としていると私は考えている。

## 2) 異様な法案審議

分権改革推進法案は、衆議院の総務委員会で審議されたわけであるが、同時期に北海道を対象とした道州制特区推進法案が内閣委員会で審議されていた。私は、国会で両方の委員会を取材していたが、双方とも与党、野党を問わずに道州制をなぜ推進しないのかという大合唱であった。道州制の推進は、分権改革推進法案に入りかけていたという経緯があった。こうしたことがあったので私は自民、民主両党の委員の質問を聞いて、「自民党と民主党が合意すれば明日にも道州制が実現する」ということを強く意識した。これは、私が道州制を現実的に考えた最初のきっかけでもある。このような雰囲気に大変驚いた。



仮に、前述した形で自民党と民主党が道州制について合意したとしても、まともな議論をしていないため、中身は全く別である。少なくとも、国民が合意するような、あるいは分権の視点での道州制ということは望めない。非常に拙速な、結論ありきの道州制ができかねない。

## (2) がけつぷちの地方分権改革推進委員会

### 1) 改革疲れと関心の低下

このところ、さまざまな改革が目白押しとなっている。分権改革もさまざまな改革の内の一つとして、国民に受け止められているとつくづく感じる。自治体は、三位一体改革で大きな不満を残したということもあり、改革疲れとなっているのではないか。

昨年7月に、熊本で全国知事会議があった。この会議では、ほとんど厭戦気分の雰囲気があった。地方六団体風に言うと、せっかく第二期分権改革がはじまったのだから、これに対して知事会としてしっかりものを言っていかなければならないというかけ声はありながらも、実態は三位一体改革で交付税が減った、補助金の削減によって予算のやりくりがしくなくなっているという議論であった。昨年4月の統一地方選挙では、改革派知事の多くが引退した。この改革派知事の退陣と、交付税や補助金の削減が強く影響した小規模県の知事の悲鳴が知事会議で共鳴したような感じで、後ろ向きの議論が相次いだ。これには、非常にがっかりしながら聞いていた。

永田町的にも、昨年夏の参議院選挙において、元総務大臣の片山虎之助氏の落選が動きの低下に影響を及ぼした。片山氏がすべての分権関係、地方関係を仕切ってきたわけではないが、やはり片山氏のように自民党内で一定の影響のある立場で地方の利害を代弁し、かつ地方のことをよく知っている人が落選したことは、現実的な面から見ると影響が大きい。

国民が改革疲れをしているというように述べた。しかし、国民から見ると財布を握っているのが国であれ地方であれ、サービスをしっかりと提供してくれればどっちでもよいということが本音の部分ではあるのではないか。マスコミは、三位一体改革の時から分権に対する国民、住民の理解がなかなか進まないということを書いてきた。やはり、現段階では無駄をめぐる問題が相次いでいることもあり、住民には無駄遣いが多いのではないかという根強い行政不信となっている。

私立保育所や文化財保護など、団体によっては、国が補助金を出してくれた方が資金を確保できるというところもある。文化財保護団体では、埋蔵文化財発掘の補助金が減額されると困るということで、文部科学省に陳情している。また、学校図書館では、書籍購入費として交付税措置がされているが、文部科学省はいつも実態調査を行ない、適正に使っていないということを交付税批判の材料としている。このような問題を住民がさまざまな形で知ることになると、行政不信と国に頼る「お上意識」ということにもなるが、これを排除する必要がある。そのためには、自治体の首長や議会が率先して住民に働きかけることが必要である。これは、今後議会改革が進むかどうかの大きな要素にもなると考える。

### 2) 推進エンジンの欠如

これは、第一次分権改革と比較すると非常にわかりやすい。第一次分権改革の時の地方分権推進委員会には、3つの推進エンジンがあった。

第1は、諸井虔委員長である。諸井氏は、経済界の出身であり、分権に関しては聞くところによると最初はあまりご存じでなかったということだが、委員長に就任され非常に熱意を持って尽力された。首相官邸を動かす働きかけを自らされるというような行動力があつた。

第2は、西尾勝氏である。西尾氏は、第一次分権改革の時には実体面をリードしたわけである。膝詰め談判方式を作り、機関委任事務廃止の実現に尽力された。霞ヶ関からはさまざまな場面で西尾氏だけは入れるなどという声が警戒心から出ている。昨年4月に分権改革推進委員会が発足して、直後に第一次分権改革のことを知ろうということで西尾氏を招いてヒアリングをしようとしたが、事務局から反対が出て、呼ぶか呼ばないかで激論があったということである。その妥協策として分権改革推進会議の水口氏を呼んで、抱き合わせでようやく西尾氏を呼ぶことができた。

第3は、自治省である。このときには、自治省は役所をあげて取り組んだわけである。分権推進事務局に出向した職員は、霞ヶ関から戦犯扱いされたそうである。

このように、第一次分権改革のときには3つの推進エンジンがあったわけであるが、第二次分権改革では3つの推進エンジンがそっくりないといえる。諸井氏のような経済界で行動力のある方がいない、西尾氏のような戦略家もいない、自治省もないわけである。中央省庁の再編によって、総務省になったわけであるが、総務省はホッチキスでとめたような役所である。総務省は、郵政、行革、情報公開などさまざまなことにかかわっているため、分権だけに集中して省をあげて取り組むことは望めない。特に、小泉内閣の経済財政諮問会議が活動を始め、財政再建路線の中で竹中平蔵氏が総務大臣に就任したことで、21世紀地方分権ビジョン懇談会を立ち上げるなど、財政再建を強く意識して総務省にかかわった。竹中氏の後には、菅義偉氏が総務大臣に就任した。菅氏は、竹中氏と意思の通じが良い方と聞いている。旧自治省組織だけをかき回したというわけではないが、分権改革推進委員会や第29次地方制度調査会の各委員の人選をみると、今までのように事務局が準

備する中で人選を行ったというよりも、菅氏が自分で人選していった。菅氏から言われるまで総務省の幹部も誰が委員になるかわからないような状況であった。昨年7月の次官以下の幹部人事も、例えば財政局長を行政局長に回すなど、今までにはないような人事を行なうような、やりたい放題の状況だった。

### 3) メンバーの認識不足と誤解

今のメンバーが前述したミッションを理解しているのだろうか、ということに分権改革推進委員会の審議を聞くたびに思わざるを得ない。現委員長長の丹羽宇一郎氏は伊藤忠商事の会長をされており、経済財政諮問会議の民間委員も務めている。60年安保世代でずけずけ物を言い、反権力思考みたいなものを持っている印象だ。このような人柄とは別に、現在の考えとして強く意識されていると思うのは、やはり行革である。これから経済界の中で活動しようと考えていると思われるが、分権改革推進委員会でも一定の成果をあげる必要があると考えているのではないか。このため、これから分権改革推進委員会をどのようにまとめて分権の方向に持って行くのか、実現できるような体制の勧告ができるのかというところでは、委員長としての手腕が問われるだろう。福田首相に直談判をするというようにおっしゃっているようだが、今のところ実現していない。現在、国会が混乱しているからということもあるだろうが、勧告へ向けての動きは丹羽委員長の手腕にかかっている。

委員長を含めた7人のメンバーはご承知の通りであるが、前述した21世紀地方ビジョン懇談会のメンバーが入っている。ビジョン懇談会のメンバーでなくても竹中氏の意向が通じやすい方が入っている。露木順一開成町長もメンバーの一人であるが、この方も菅大臣の一本釣りである。露木町長は町村会の代表であると一般的に考えられるが、全国町村会の山本文男会長と同席しても山本会長は顔

も合わせようとしないうという状況があるそうだ。露木町長はよく頑張っておられると思うし、元々ジャーナリスト出身ということもあり、積極的に発言もされているため期待をしたいと思うが、町村会との関係で言うところのような状況である。

市長では、横尾俊彦多久市長が入っている。この方は、松下政経塾の出身である。市長会の副会長であるが、やはり菅大臣の一本釣りで入っている。

このように菅大臣による任命が多いこともあり、六団体との関係が若干ぎくしゃくしている。

今年に入って齋藤弘山形県知事と松田隆利社団法人行政情報システム研究所理事長の2名が専門委員に任命された。松田氏は昨年夏まで総務省事務次官をされていた。現在、分権改革推進委員会で国の出先機関の廃止を議論しているため、専門委員が必要とされた。

知事会の代表として増田寛也前岩手県知事が入っていたが、総務大臣に就任したことで委員を辞退され、一時空白となった。現在、分権改革推進委員会でさまざまな議論をしているが、この議論の多くは出先機関の廃止(二重行政をどうするか)など都道府県とかなりかわる部分が多い。増田大臣が委員会からいなくなった後のしばらく知事代表がいなかった時を見ると、議論における県の不在を感じることもある。

例えば、経済産業省のヒアリングの時である。三位一体改革では、経済産業省は県に対する補助金をやめて、その代わりに商工会に直接補助金を配るということを行なった。これに対して知事会からかなり反発があった。経済産業省のヒアリングでは、三位一体改革で補助金を廃止したということは言うものの、迂回して直接配っていることは言わない。しかし、知事経験者がいないため、委員会の審議として通ってしまうわけである。やはり、

委員会の中に町村会、市長会、知事会、議会がいるべきであり、現在知事会の代表がいないことが支障をきたしているといえる。

現在、出先機関の整理の話をして、各省庁から事情聴取をしているが、知事は現在議会中であり肝心な議論の時に不在となっている。これは、非常に困ったことである。私は知事会の幹部にも直接前述したようなことを言ってきたが、例えば全国自治会の地方分権推進委員会の委員長である山田啓二京都府知事は、齋藤知事をこれからはっきりサポートし、知事会として委員会に訴えられるような材料を提供できるように用意したいということをやっていた。齋藤知事は専門委員であり、役割は出先機関の廃止についてであるが、委員の数が少ないこともあり、これから他の審議にもかかわっていくことになると思う。このため、知事会の代表として知事会はサポートすべきである。これからどうなるかをみていかなければならないと思う。

増田大臣が抜けた後は、山田京都府知事が就任する予定であったが、事前に人事案が漏れたことに民主党から反対があつて国会の承認が得られなかった。この差し替えのような形で西尾氏が入ったわけである。何故、西尾氏が入ったのかというと、今の委員の選任には、霞ヶ関も以前に比べて分権に関して警戒心を強く持つという雰囲気なくなっているということがあるのかもしれない。元々の分権改革推進委員会の委員の任命には、前述したように菅氏の意向が大きく影響している。西尾氏については、増田大臣になって委員となったが、増田大臣は大学時代に西尾氏に教わっている。西尾氏は恩師である。つまり、官邸から許可があつて他の省庁が口出しできない状況が幸いしたのかもしれないが、増田大臣がいたことによって西尾氏の指名が実現したといえる。

私は、西尾氏が絶妙なタイミングで就任し

たと考えている。就任時期は、年が明けてこれから勧告に向けて具体的な審議が始まる直前であった。これまでの分権改革推進委員会の議論は前述したように、ほとんど行革に終始し議論の方向が定まっていなかったが、西尾氏が就任してからは、議論が引き締まった。他の委員も西尾氏に対しては、第一次分権の時の経過、特に出先機関の廃止・見直しについては身をもって体験しているので、一目を置いている。西尾氏が仮にいなければ、同じようなヒアリングを行なって同じような轍を踏みかねなかったといえるが、第一次分権の教訓を西尾氏が入ったことによって活かすこともできるし、審議の時間を効率的に使うことができるといえる。次の委員会では、西尾氏は出先機関の整理に関して具体的な仕分けの基準を提案することになっている。これについても、これまで散漫な議論が続いていたが、このような形で仕分けしてみたらどうかということで、ようやく議論がまとまってきたといえる。

西尾氏だけに全面的に期待するということは不可能であるが、西尾氏は第二次の分権改革推進委員になれるものならなりたいという希望をかねてから持っていた。本人としては、第一次分権改革であまりにもやり残したことが多すぎるため、その後始末も自分なりにつけたいということがあると思われる。このため、絶妙なタイミングで就任したと思うし、非常に張り切っておられる。

また、地方財政の専門家の不在も影響が大きい。冒頭で分権改革の目標は、地方財政の分権と自立と述べたが、肝心の地方財政の専門家がないわけである。この委員会は行革の委員会なのかと錯覚することがかなりある。例えば、猪瀬委員は行革が好きである。マクロな視点が得意であり、地方公務員300万人、国家公務員の出先機関に22万人もいるのかという発想である。最近、東京都副知事にな

ったことから少し物言いが慎重になってきたという印象があるが、これから地方財政の議論が煮詰まってくると、今度は東京の代弁者になるのかということも考える。

いずれにしても、出先機関を整理することによって地方の財政がどう変わるのか、どのようなメリットがあるのか、という議論を私は期待するが、専門家がないということもあって「無駄である」という視点の議論が多くなっている。私は、専門委員に地方財政の専門家を入れるべきだと思っているが、専門委員に加わった2人はいずれも違う。事務局長の宮脇淳氏が自分で仕切るのであろうか。もしくは、もう少し財政の議論が本格的になった際に入れるのであろうか。どちらにしても、財政の議論が質どころか絶対的に足りない。このような議論の不十分さが、今のところ分権改革推進委員会が地方から全面的な支持を獲得できていない要因の一つであると考えている。

#### 4) 「地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方」(2007年5月)

「地方分権改革の推進にあたっての基本的な考え方」は、昨年5月に分権改革推進委員会としてこれから取り組むに当たって何を考えているのかということを整理したものである。概要版(別添資料1)の中で、「地方政府」という言葉がある。これは、「自治行政権・自治財政権・自治立法権を有する完全自治体を目指す取り組み」という地方政府論である。これが唐突に出てきた印象がある。分権を実現するにあたっては、地方政府を確立することは不可欠であり、多くの方も異論はないかと思う。しかし、分権改革推進委員会がこの言葉を出してくると、何か裏があるのではないかと逆に考えてしまう。どのような地方政府を考えているのかということ、今後も注意して見ていかなければならないと思う。

また、「将来の道州制の本格的な導入の道



筋」という文言にも注目したい。この時は、増田大臣がまだ委員にいたわけであるが、増田大臣が指摘して入れたということを知っている。つまり、第二次分権改革の推進が道州制の導入と結び付いているという議論である。

そして、目指すべき方向性として、「自己決定・自己責任・受益と負担の明確化により地方を主役に」とあるが、最初の頃は「自己決定・自己責任・自己負担」とされていた。これに対して、財政がまだ自立できていないのに、自己負担とは何事だと私は思っていた。さすがにこれでは問題があると思ったのか、受益と負担の明確化に書き換えられた。このあたりは、竹中懇談会の路線をほぼ踏襲しているという印象を私はもっている。そのような意味では、基本的考え方に関しては、竹中氏と菅氏の意図に沿った分権改革という意味合いが強く出ているといえる。

#### 5) 「中間的な取りまとめ」(2007年11月)

「中間的な取りまとめ」は、昨年(2006年)の11月に出され、勧告に向けての羅針盤でありトリガーであるとしている。概要版(別添資料2)にあるように、「個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討」、つまり権限移譲の考えの内容で重点事項として医療・生活保護・幼保一元化・義務教育・道路・河川・農業があげられており、このあたりを2008年6月までに第一次勧告をすることになっている。医療に関しては、地域医療はどこも崩壊状態であるが、都道府県の権限と責任を強化すべきであるとしている。北海道では、田舎の方にいくと医師不足で医療圏が成り立たなくなっているが、高橋はるみ北海道知事から医師確保のための特区の提案が出ている。

また、「国民健康保険における運営の広域化等」も重点事項としてあげられている。これに対して知事会はかなり抵抗しているが、私は今の市町村の国保の運営の惨憺たる状況を放置しておくことはできないと考えるため、

なんらかの形で県がかかわることが必要であると思う。

幼保一元化や義務教育については、三位一体改革やそれ以前から議論されてきたことである。道路や河川については、第一次分権改革でも議論されたが、結局先送りされた。農地では、農地の転用許可の面積について、4ヘクタール超は大臣が持っており、2~4ヘクタールでは知事に権限があるものとの大臣との協議であるため時間がかかるということが地方側からの主張である。

また、「法制的な仕組みの見直し等」における「義務付け・枠付け」に関して、7項目にわたってメルクマールを設定し、このメルクマールに当たらないものは、原則義務付け・枠付けは廃止すべきであるとしている。現在、各省に投げ返しており、法律の一つ一つをチェックするというようなかなり手間のかかる作業を小早川光郎委員が中心となり行っている。このあたりが夏から秋くらいの第二次勧告になるものと思われる。税財政の勧告は来年の年明け早々に第三次勧告となるだろう。

この羅針盤の日程でいうと、平成22年に新分権一括法案国会提出とあるが、去年秋に増田大臣がこの法案の提出期限を半年ほど前倒ししたいと発言したため、委員会ではこの前倒しを意識して審議のスピードアップをしなければならないということになっている。このため、新分権一括法案は順調にいけば来年秋の臨時国会に提出することになる。勧告は、逆算すると、遅くとも年明け早々、早ければ年内に終わっていなければいけないということで、今年一年が山場となる。

#### 6) 勧告に向けた取組み

「出先機関の廃止・見直し」ということに注目したい。これは、現在集中的に取り組んでいるが、春の段階では中間報告をする、大枠を示すという方向で作業が進んでいる。もともと、去年経済財政諮問会議から分権改革

推進委員会で議論して欲しいということで投げられて、それを投げ返す形で現在議論している。おそらく、6月の骨太の方針の中に盛り込む内容の大枠を考え方として示すことで作業が進められている。現在、分権改革推進委員会の議論のほとんどは、出先機関の見直しである。

全国知事会が、年明け早々に出先機関の見直しについて提言を出した。これは、8府省、17機関の9万6千人を対象にして整理すべきだという提案である。9万6千人の内、2万人は国に残し、7万5千人を地方に移管するとし、移管にあたって人件費は7千億円かかるとしている。ただし、これは県や市町村に移すが（ほとんどは県）、徹底的に合理化、行革をした上で、行革後の移管人員は5万5千人としている。このような試算をした提案をしている。例えば、都道府県単位の出先機関は原則廃止、ブロック単位の出先機関も地方でできるものは廃止するという考え方である。地方農政局、運輸局、厚生局、経済産業局はそっくり地方に移すこととしている。地方整備局は、基本的に地方に役割を増やすが、災害復旧など全国的な規模・視点から直接国が執行する必要が高いものは残しても良いとしている。その一方で、入国管理局や税関、全国的な規模や視点に立って行なう必要のある地方航空局や管区气象台などは残すとしている。

しかし、知事会も必ずしも一枚岩ではない。1月にあった知事会議の発言を聞いていると国から言われたのではないかと思われる発

言をしている知事もいた。いずれにしても、知事会の提案は、二重行政になっており、基本的には地方でできるということによっており、ある意味では現実的な案である。この案が分権改革推進委員会でどのように反映されるかが、今後の焦点であると考えている。

分権改革推進委員会の今後の方向は、冒頭で述べたように、国民の支持、またそして地方がどれだけサポートできるのか、つまり地方六団体がいかに分権改革推進委員会と緊密に連携がとれるかが大きな鍵と見ている。知事会も基本的にはその辺を意識している。

もう一つは政治の動向である。出先機関の整理に関しては政治の指導力がなければできないことであるが、各大臣は各省の代弁をすることがほとんどであるため、福田首相が閣僚に対してその指示をしっかりと出す必要がある。

また、衆議院選挙がサミット後と言われながらも4月決戦が蒸し返しのように出かかっている。そのような中で、先日北川正恭早稲田大学教授が中心となり、地方分権改革の実現に向けて各政党にマニフェストの提案をしていく意図のもとに「せんたく」という団体が発足した。このような働きかけを各政党がどのように受け止めるのか、これは国民の関心と呼ぶかどうかにもかかわるため、この「せんたく」の動向にも注目したい。いずれにしても、政治が動かなければ分権改革が進まないということは言うまでもないため、今後政治がどのように変化していくかがポイントである。

「開国・開港 150 周年／関連年表」 発行される

## 横 浜 過 去 現 在 未 来

ご希望の方は、事務局 (Tel.045-251-9721) まで、お問い合わせください。

### 3. 分権改革周辺の課題

#### (1) 市町村合併

第 29 次地方制度調査会と総務省の「市町村の合併に関する研究会」で「平成の大合併」の検証作業を行なっている。実質的には、総務省の研究会が舞台となっているが、ここでどのような結果が出てくるかで、次の強制的な合併に向けての法律整備の動きが始まるかどうかにもかかわってくる。これは、道州制論議にもかかわってくる。道州制の議論が進めば、おそらく合併論議はもっと高まるものと考ええる。

#### (2) 議会改革

現在の地方制度調査会が、監査機能の強化の一環として、議会のあり方を検討している。私は、なぜ地方制度調査会がまともに議会のあり方を議論しないのかと、ずっと不思議に思っていたが、ようやく監査機能の強化の一環といいながらも、実質的には本腰を入れて議会のあり方について議論しようということになったようである。これまでは、本当に部分的な手直しで、まともに二元代表制のあり方に関して、地方制度調査会は議論してこなかったが、今後は本腰を入れて議論して欲しい。地方政府の確立には、しっかりとした議会があることは大前提である。現在のような議会では、それは期待できないため、本来の二元代表制に立ち戻った議会の役割をきちんと果たして欲しい。そのための仕組みをどうするのかについて議論すべきである。

昨年の統一地方選以来、議会の改革について取材をしてきて最近つくづく感じることは、志しが高くやる気のある議員の人材をどう確保するかが重要であると考ええる。フランスでは「議院内閣制」をとっていることもあるが、選挙制度あるいは議会制度の中に人材を育てていくという仕組みが組み込まれている。コ

ミューン（市町村）議会の議長をしながら、次は大きな県や州の議員、国会議員になるという仕組みがあり、経験を積んで切磋琢磨しながら政治家にふさわしい人が中央にも進出するということが制度の中に組み込まれている。

昨年の自民、民主両党による大連立構想のドタバタ劇とその前後のいきさつを見ると、地方議会だけでなく中央政界も人材の枯渇、劣化が行き着くところまで来ていると感じる。2 世、3 世の議員が闊歩し、何も知らないでバッチを付けて首相にまでなれるという状況であり、これは制度としてももう少し考えなければならぬと考える。

#### (3) 道州制論議

私は、現在道州制ビジョン懇談会の委員をしている。昨年 2 月にスタートして、間もなく中間報告をまとめる段階に来ている。安倍前首相が 3 年以内に道州制ビジョンをつくることを国会で宣言して、内閣に初めて道州制担当大臣をおき、大臣の懇談会として始まった。

この懇談会は、経済界主導といってもよい。座長は、PHP 総合研究所の江口克彦氏であり、委員にも日本経団連の道州制推進委員会委員長であったソニーの出井伸之氏（現在は交代）も入っている。正規のメンバーは 15 人であるが、この中には全国知事会の道州制委員会委員長である岡山県の石井正弘知事、北海道道州制特区関連として高橋北海道知事、河内山哲朗柳井市長などが入っている。この正規メンバーの 15 人以外にも各地方の経済ブロックの協議会代表も毎回議論に参加している。このため、15 人＋ブロック代表 10 名程度が対等に議論しており、経済界に囲まれて議論しているという感じがする。私のように経済をあまり知らないで発言をすると、たしなめられるようなこともある。いずれにしても私が言いたいことは、経済界主導の道州制を推

進しようという非常に前のめりの議論がずっと続いてきたということである。

現在、中間報告の大詰めの作業が続いているが、新聞等で報道されたように、座長が自分の考えを入れた私案を出してきたため、委員の間の意見が激化してしまい、收拾をどうするのかということになっている。私に言わせれば、15人もいて1年間議論してきたのだから、その議論をきちんと反映して欲しいと思うが、1年間の議論は何だったのかとも考える。

現在、中間段階であることから詳しいことまでは述べられないが、一つだけ取り上げたい。「地域主権型道州制」という言葉があるが、これは非常に曖昧である。法的な意味合いからすると全く意味をなさない言葉である。ある委員に言わせれば文学表現、私に言わせれば情緒的な言葉である。この言葉の意味するところは、非常に注意深く考えなければいけないと改めて考えている。どういうことかという、自民党推進本部のたたき台としてもあげられた「限りなく連邦制に近い道州制」という考え方である。要するに、道州のことは道州間の協議により決め、国に口は挟ませないという考え方につながる。これは一見正しいようにも見受けられるが、これを突き詰めていけば財政関係で言うと水平調整だけになる。

もうひとつは、国の責任放棄にもなる。要するに「地方のことは地方で」として、国は何も面倒を見ないということになりかねない。

さらに、小さな政府である。経済界が考える道州制を代弁している言葉であると最近つくづく感じる人が多い。今度の中間報告にこの言葉が出てくると思われ、私はこの言葉はいらないと言っているが、これをなくすのは難しい。私は、分権型の国家をつくるための道州制を進めるのであれば、分権型の社会をつくるための手段として道州制を進めるべ

きであると言っているが、なかなかこれが通りにくい状況がある。近々中間報告が出てくるため、内容に関して注視をしていただきたい。(※編集注：3月24日公表、文末に別掲資料)

最後に、道州制に関しては「政高民低」の議論であると感じる。新聞等で報道された国民の世論調査(日本世論調査会)では、道州制に「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせて62%であった。この結果は、一昨年と去年の暮れのどちらの調査も同様であった。賛成(どちらかといえば賛成も含む)は、約28%である。それにもかかわらず中央では自民党も含めて道州制推進といている。このように、民は関心は低い中央の政治では先走っているという意味で、私は政高民低という言葉を使っている。

今後の政治の状況で一つ注意しておかなければならないことがある。それは、大連立である。去年は頓挫してしまっただが、仮に大連立が成立していれば、政策合意項目の重要な柱の中に道州制の導入が入っていたと考えられる。場合によっては何年までに導入ということが入ったのではないかと考える。大連立に関しては今後もさまざまな場面で蒸し返しされる可能性がある。そうすると、大連立の動きが出るたびに、最初は大連立が成立するかどうか感心となるが、成立した瞬間から具体的な政策協議に入るわけであり、間違いなく道州制の推進ということが入ってくるものと考えられる。その際に、現在のような拙速な道州制の議論をしているとどうなるのであろうか。場合によっては、地域主権型の道州制というように曖昧な言葉にまぶされた中間報告が出てくると、それがベースになって一人歩きしかねないような状況があると考える。つまり、道州制とは必ずしも遠い将来のことではなく、明日にも決まりかねない現実的な政治課題であることを頭に入れておく必要があると考えている。

# 「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」

(平成19年5月30日)

## 地方が主役の国づくり

- 地方政府～ 自治行政権・自治財政権・自治立法権を有する完全自治体を目指す取組み
- 国のあり方、国のかたちそのものにかかわる重要な政治改革
- 将来の道州制の本格的な導入の道筋

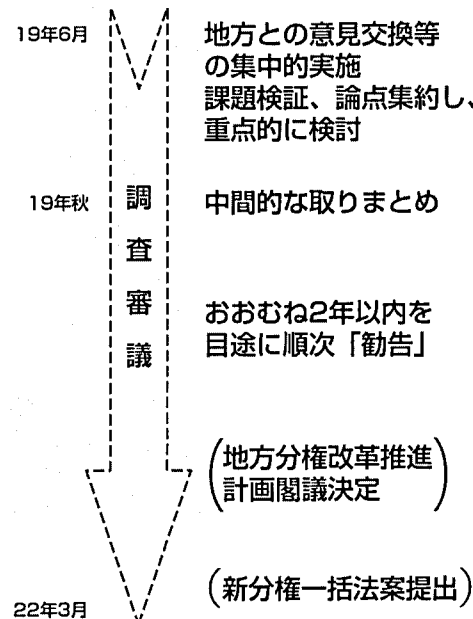
### 1 目指すべき方向性

- 分権型社会への転換
- 地方の活力を高め、強い地方を創出
- 地方の税財政基盤の確立
- 簡素で効率的な筋肉質の行財政システム
- 自己決定・自己責任・受益と負担の明確化により地方を主役に

### 2 基本原則

- 基礎自治体優先
- 明快、簡素・効率
- 自由と責任、  
自立と連帯
- 受益と負担の明確化
- 透明性の向上と  
住民本位

### 3 調査審議の方針



### （調査審議事項）

#### ● 国と地方の役割分担の徹底した見直し等

（国と地方の役割分担の徹底した見直し（分野ごとの見直し、地方支分部局の廃止・縮小、地方自治体の組織・定員のスリム化の推進）。権限移譲の推進。義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大。関与の見直し。国の法令による新たな義務付け・枠付け等についてのチェックシステムの整備

#### ● 地方税財政制度の整備

（国と地方の役割分担等の徹底した見直し。分権型社会にふさわしい税源移譲の推進。その際、地方税財源の充実確保、地域の税収偏在の是正等の観点から、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等の税財政上の措置のあり方について一体的に検討。地方債を含めて地方分権にかなった地方税財政制度の整備

#### ● 行政体制の整備及び確立方策

（地方自治体が自ら行う行政及び税財政の改革の推進等による地方分権改革の推進に応じた行政体制の整備及び確立方策

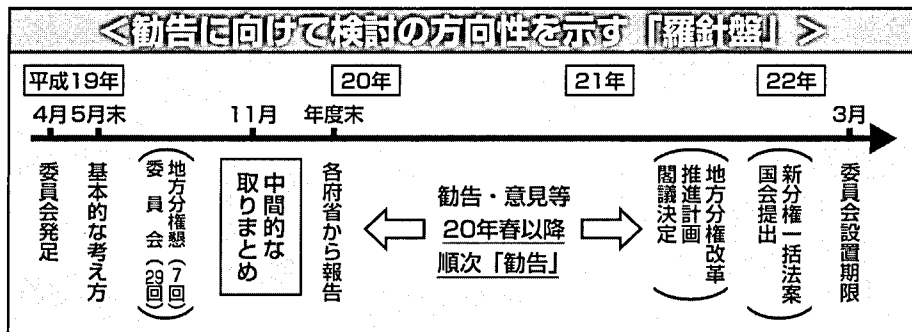
### 4 政府及び地方自治体に望むこと

政府は改革関連施策を確実に実施。  
地方自治体は、透明性と自浄性を高め、住民の信頼を確保。人材育成など行政能力向上の努力。



# 地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」(概要)

平成19年11月16日



## 「地方が自役の国づくり」に向けた取組み

- 地方政府の確立のための権限移譲
  - ・中央政府と対等・協力の関係に立つ地方政府の確立
  - ・抜本的な権限移譲、義務付け・枠付け、関与の見直し
- 完全自治体の実現
  - ・自治行政権、自治立法権、自治財政権の確立
- 行政の総合性の確保
  - ・住民に身近な基礎自治体への権限移譲の推進
  - ・広域連携による「自立と連帯」の推進
- 地方活性化
  - ・地域経済基盤の強化と民主導による地域再生
- 自治を担う能力の向上
  - ・住民・首長・議会の意識改革、職員資質向上

## 法制的な仕組みの見直し等

- ① 義務付け・枠付け、関与の見直し  
 国による義務付け・枠付け(執行方法等)、関与(協議、同意等)の徹底した廃止縮小
- ② 条例制定権の拡大①に合わせて法令を条例で「上書き」する範囲を拡大
- ③ 新たな義務付け・枠付け、関与についてのチェックシステム
- ④ 都道府県から市町村への権限移譲の法制化  
 条例による事務処理の特例制度(平成11年創設)の活用実績を積極的に評価

## 個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討

- 重点事項
  - ①医療 ②生活保護 ③幼保一元化 ④義務教育 ⑤道路 ⑥河川 ⑦農業
- その他の主な事項
  - ①福祉・保健 ②労働 ③子ども ④教育 ⑤住宅・都市
  - ⑥交通 ⑦環境 ⑧農業 ⑨商工業 ⑩防災

## 地方分権改革と地域の再生

過疎化する中心市街地や地域集落の再生への道筋

## 税財政

- ① 国と地方の財政関係
  - ・補助金、交付税、税源移譲を含む税源配分等の一体的な改革を検討
- ② 地域間財政力格差の是正
  - ・税源偏在の是正方を①と一体的に検討
- ③ 社会資本整備に関する財政負担
  - ・補助対象事業の限定など、国と地方の役割分担の見直し
- ④ 国庫補助負担金改革
  - ・地方の自主性を阻害する補助金等を見直し
  - ・財産処分に係る補助金返還要件の見直し
- ⑤ 財政規律
  - ・財政運営の透明性確保と自己規律の徹底

## 分権型社会への転換に向けた行政体制

- ① 広域連携の拡充
  - ・市町村が単独では担えない事務事業について選択肢としての広域連合等
- ② 大都市制度のあり方
  - ・広域的な圏域の規模、能力にふさわしい役割を担うためのあり方の検討
- ③ 地方支分部局等の見直し
  - ・実態調査結果等を踏まえ、今後、本格的見直し

# 個別の行政分野・事務事業の抜本の見直し・検討等

( 所管府省においても早急に検討に着手し、具体的な改革案を取りまとめるよう要請 )  
 当面年度末を目途に検討結果の報告を依頼

## 重点事項

- ① **医療**
  - ・地域医療計画等における都道府県の権限と責任を強化
  - ・国民健康保険における運営の広域化等
- ② **生活保護**
  - ・制度全般について総合的、抜本的に改革
- ③ **幼保一元化**
  - ・認定こども園制度の施行後5年の見直しを前倒し
  - ・幼保一元化のため、省の枠組みを越えて抜本的制度改革
- ④ **義務教育**
  - ・教職員人事権を市町村に移譲、給与負担のあり方を見直し
  - ・学級編制や教職員定数に関する市町村の権限と責任を拡大
- ⑤ **道路**
  - ・直轄国道の新設改良を除く維持管理権限を都道府県に移譲
- ⑥ **河川**
  - ・都道府県内完結河川の管理権限を都道府県に移譲
- ⑦ **農業**
  - ・農地転用許可権限を都道府県に移譲

## その他の主な事項

- ① **福祉・保健**
  - ・福祉施設の設置基準の見直し、保健所長の医師資格要件の廃止
- ② **労働**
  - ・無料職業紹介事業等の移譲を地方支分部局のあり方とともに引き続き検討
- ③ **子ども**
  - ・放課後児童対策事業の一本化
- ④ **教育**
  - ・教育委員会制度のあり方
- ⑤ **住宅・都市**
  - ・公営住宅の基準・要件の見直し
  - ・都市計画に関する国への協議、同意の廃止・縮小等
- ⑥ **交通**
  - ・港湾管理への関与、空港の管理主体の見直し
  - ・自家用有償運送（過疎バス等）の規制緩和
- ⑦ **環境**
  - ・地方支分部局の事務とそのあり方につき引き続き検討
- ⑧ **農業**
  - ・農業委員会の必置規制の見直し
- ⑨ **商工業**
  - ・中小・ベンチャー企業への国の直接支援の廃止
- ⑩ **防災**
  - ・迅速な災害対応・復旧のための制度の見直し

## 財産処分に係る補助金返還要件の抜本の見直し

- 転用・譲渡等における用途や相手先についての制約の撤廃
- 処分制限期間についてさらなる短縮化

## 道州制ビジョン懇談会中間報告のポイント

(平成20年3月24日)

### 道州制ビジョン懇談会とは

- 政府において、初めて道州制担当大臣が置かれ（平成18年9月）、その下に道州制のビジョンの検討のために設けられた懇談会（平成19年1月設置）
- 道州制の理念・目的、導入目標時期、プロセスについて今回具体的に提示
- 平成21年度中に最終報告を予定

### 現状の問題点

- 中央集権体制の弊害
- 東京一極集中による地方の活力の低下と地域格差の拡大
- コスト意識の低さと巨額の財政赤字など

### 道州制の理念と目的

#### [理念]

時代に適応した「新しい国のかたち」に  
—中央集権型国家から分権型国家へ—  
「地域主権型道州制」

#### [目的]

- ・ 繁栄の拠点の多極化と日本全体の活性化
- ・ 住民本位の地域づくり
- ・ 効率的・効果的行政と責任ある財政運営 など

### 制度設計の基本的な考え方

- ・ 国、道州、基礎自治体の役割見直し
- ・ 国の役割を限定し、地域に「主権」
- ・ 国家組織の再編 など

### 導入のメリットと課題への対応

#### ○ 導入のメリット

- ・ 政治や行政が身近になり受益と負担の関係が明確化
- ・ 東京一極集中の是正により多様性のある国土と生活の構築
- ・ 重複行政の解消などによる行財政改革の実現
- ・ 道州の地域経営による広域経済文化圏の確立
- ・ 国家戦略や危機管理に強い中央政府の確立 など

#### ○ 対応すべき課題

- ・ 国の調整機能が失われることによる地域格差の拡大
- ・ 住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化 など

こうした課題は道州制の制度設計などにより解決

### 国、道州、基礎自治体の役割と権限

- 国、道州、基礎自治体の役割分担の見直し
  - ・ 国は、①国際社会における国家の存立、②国家戦略の策定、③国家的基盤の維持・整備、④全国的に統一すべき基準の制定に役割を限定
  - ・ 道州は、①広域行政、②規格基準の設定、③基礎自治体の財政格差調整を担う。
  - ・ 基礎自治体は、地域に密着した対人サービスなどの行政分野を総合的に担う。
- 自主立法権の確立
- 国と道州間の調整等は、「国・道州連絡協議会(仮称)」が実施

### 道州の組織等

- 各道州の判断による自主的な組織形成
- 広範な自主立法権をもつ一院制議会
- 道州の首長及び議会議員は直接選挙

### 道州制における税財政制度

- 偏在性が小さく、安定性を備えた新たな税体系の構築
- 道州、基礎自治体に対して必要な財政調整
- 懇談会に専門委員会を設置し、更に検討を深める

### 道州の区域

①経済的・財政的自立可能な規模、②住民が帰属意識をもてる地理的一体性、③歴史・文化・風土の共通性、④生活や経済面での交流などの条件

### 道州制の導入プロセス

- 道州制の導入は国民生活に大きくかわるため、地域住民と地方自治体が主体性に考えることが望ましい。
- 政治によるリーダーシップが強力に発揮されるべき。
- 準備期間を設けた上で、全国一律に移行が望ましい。
- 「道州制基本法(仮称)」を制定し、内閣に検討機関を設置
- 道州制の導入はおおむね10年後をめざす。

### 道州制特区関係

北海道の提案を受けた権限財源の積極的な移譲により  
今後の道州制の制度設計と導入の推進に資することを期待

変貌する中心市街地活性化の現状とその問題点

日本大学大学院教授 佐野 充

2008年2月26日に神奈川県地域労働文化会館で2007年度第2回神奈川まちづくり研究会が行われ、日本大学大学院の佐野充教授より「変貌する中心市街地活性化の現状とその問題点」というテーマで報告をいただいた。以下は、その講演をもとに編集部で原稿を作成し、佐野教授が加筆・修正をしたものである。

### 1. 2006年まちづくり三法改正の背景

1998年に中心市街地活性化法と改正都市計画法が成立し、2000年に大店立地法(大規模小売店舗立地法)が成立して、いわゆる「まちづくり三法」が整備された。2006年には、このまちづくり三法が改正された。

これらの法律が整備される以前は、1973年に成立した大規模小売店舗法(大店法：1974年施行)が2000年まで適用されていた。この大店法は、消費者の利益に配慮しつつ、中小小売店を守っていくという政策で、いわゆる大型店悪者論の考え方に基づいたものであった。そのために、弱者救済型まちづくりを推進した。現存する中小小売店を維持・存続することが、「地域の市民生活を支える小売業」の正常な発達を導き、地域社会を形成発展させる原動力になるとの方針のもとに、企業としての経営改善や販路拡大などの営業努力を二の次にして、他力本願的な「守りの中心市街地の活性化」を図った結果、自立更生的なまちづくりには至らず、まちづくりの目的さえもかすれてしまうような実態をさらすことになってしまったのである。

そこで、大店法施行により大型店の出店調整を行った。出店調整は必要であるが、その出店調整を行う上での最初の前提に問題があったために結果として、中小小売店を守ることができなかった。たとえ大型店の出店を止めることができても、中小小売店自身が消費者ニーズを捉え、より良い商品とサービスを提供していくことができなければ、商品アイテム・消費者ニーズ・サービスが揃った大型店に客が集まってしまうのは自明の理である。つまり、法律で大型店の出店を規制しても、中小小売店の内発的な営業意欲の発揮がなければ、商店街の活性化はできないのである。

大店法の施行は、大都市圏の郊外都市や地方都市に、「大型店と中小小売店舗」×「郊外と中心市街地」という商業集積における対立概念をつくり出すこととなり、活力のなくなってしまった中心市街地の商業をいっそう混沌とした状況に追い込んでしまったのである。

1997年頃、大型店の出店関連規制よりも効果の上がる方策として、大型店の立地そのものを規制する方向性が提起され、大店法の廃止を唱える意見が表面化してきた。さまざまな議論の末に、大店法は2000年に大店立地法(大規模小売店舗立地法・表1)に生ま

れ変わった。

この大店立地法は、新たに大規模小売店舗が進出しようとする場合、地方自治体が1,000 m<sup>2</sup>超の立地に対して個別に対処できるというもので、まず居住地周辺に小売業の集積を確保し、すべての市民の日常買物行動の利便性を高めるというものである。

もう一つの特徴は、市民生活環境の保持を法律の目的に加えたことである。自然・文化・商業など市民を取り巻く生活環境の維持と保全をうたっている。しかし、「環境」の概念が幅広く、その維持・保全の具体的な方策に関しての言及がないために、立地する大型店が公共空間の確保、植栽によるCO<sup>2</sup>削減対策などを積極的に推進した場合は、「環境を守っている優良企業」ということになる。

さらに衰退化傾向にある中心市街地の商店街よりも、地球の未来を考えている商業施設であるとの認知が市民に広がった場合は、大型店を立地規制するどころか、推奨に値するとの考えが市民に広がるような事態を作り出すことになり、中心市街地の中小小売店を救済するには効果の薄い法律であるといえる。

## 2. まちづくり三法の概要

1998年11月施行の改正都市計画法では、ゾーニングによる大型店の出店の可否を判断した(表1)。それは「地域ごとに大型店の適正立地の実施」をするという、勝手な立地を規制するものであるが、実は法律の施行以前に出店の許認可を受けたものは、店舗建設が1990年以降であっても計画通りに出店できるため、「ザル法」の典型となっていた。

2000年5月施行の大店立地法は、大型店の立地する周辺的生活環境を保持することが出店の条件になっていた。これは市民の生活を守るという点に配慮された法律であることを明示している。それまで小売業と小売業者

に向いていた地域の商業活動活性化の視点が、地域の生活者でかつ、消費者である市民にも移されたことは、ある面での「画期的な法律」であったと言える。

さらに、空洞化の進んでいる中心市街地の活性化を図るために制定された中心市街地活性化法は、1998年7月に施行された。

この法律は、中心市街地の活性化のために、商業等の活性化を図るのみではなく、同時に市街地の整備改善を実施し、トータルとしてのまちづくりが達成されるように市民自らが実践することが特徴であった。この法律の施行によって、街路への花壇設置とそれを支える商店主による花の管理育成事業、新しいプロムナード型のモールにストリートファニチャーを設置し、商店街に憩いの場を設けるなどの事業が、中心市街地の活性化の推進策として認められ、活性化関連補助金の支出のもとに実施されるようになった。

その結果、中心市街地でさまざまな形の活性化事業が実践され、歩道や街頭などの設備や造形物は整備された。しかし、その一方で商売そのものへの公的資金投資の比重が低くなり、本来活力を持たなければならないはずの商業はいつこうに活性化しないという不整合が生じてしまったのである。

これらのまちづくり三法が施行された背景には、『サービス貿易に関する一般協定(GATS)』の締結により世界が日本に対して開かれた貿易体制の確立を求めたことをあげることができる。また、時代の流れとして、行政改革の推進で規制緩和と地方分権が叫ばれており、それが商業にも影響を及ぼすことになった。

活力をなくしていた中心市街地における商業の問題を、都市の核心地である中心市街地全体の問題として捉え、活性化を図ろうとした方向性は高く評価できる。しかし、商業自身が抱える問題さえも市民の生活関連問題と



法律	施行	目的	特徴
改正都市計画法	1998 (平成10)年 11月	市町村がその総意の下、地域の意向を踏まえて、地域の実情に応じたまちづくりを推進すること 改正によるゾーニング(土地利用規制)	特別用途地区などゾーニング的手法により、大型店の出店の可否について判断する。 地域ごとの大型店の適正立地の実施 法令により定められた特別用途地区の種類(11種類)の限定を廃止。
大規模小売店舗立地法	2000 (平成12)年 5月	大型店立地に際して、周辺住民の生活への影響に配慮し、社会的な規制を実施すること 「周辺の生活環境の保持の視点」からの配慮	対象となるのは1,000㎡超の大型店。地方自治体が個別ケースごとに地位の実情に応じた運用を行うことができる。調整対象事項は、交通渋滞、駐車・駐輪、騒音、廃棄物などの地域社会との調和・地域づくりに関する事項。
中心市街地活性化法	1998 (平成10)年 7月	空洞化が進んでいる中心市街地の活性化を図ること 「市街地の整備改善」 「商業等の活性化」の一体的推進	関係13省庁により、「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」、を柱とする総合的・一体的な対策が実施される。市町村が独自に「中心市街地計画」を策定し、国が認定する。また、地域においてTMOを設立し、「基本計画」に沿った事業計画の策定、実施を行う。

表1 まちづくり三法の概要

資料：野村総合研究所作成 1999 に加筆

して、幅広い見地から捉え、空間としての中心市街地を活性化しようとした支援策であったため、支援関連の補助金は目的の見えにくい、ばら撒きになってしまった。

中心市街地整備の柱は都市機能の適正立地であり、その推進策として、それまでに効果が見えなかった中心市街地活性化対策をふまえて、さまざまな改正により政府支援の拡充が図られた。その際、地域振興策として選択と集中による効率的な地域再生を図るために、全ての自治体に補助金のばら撒きをするのではなく、集中して投資することがうたわれていた。

しかし現実には、都市の規模や都市の特性に配慮することなく、大きなショッピングセンターやさまざまな複合施設、新しい文化施設などを都市の機能として立地させることが可能で、将来の姿を描いたプログラムとプランニングができれば、それで適正であると認知されていたのである。このため従来型補助金支援と同様の箱もの地域再開発になってしまい、開発許可制度と規制の見直しをした改正三法は、目に見える形での中心市街地の再生には機能しなかった。

また、事業の推進は、政府主導や地域の行政主導ではなく、市民組織や商工会議所、地元企業などを主体とした民間主導で行うという形をとった。これは、画期的な地域振興手法であったが、準備期間も与えられず突然民間主体の地域活性化を押しつけられたため、地域の住民による自主的な地域活性化策として期待された効果をあげることはできなかった。

それにもかかわらず実質的には支援の拡充が図られ、政治的な決着のにおいがする中心市街地活性化計画が多く自治体にできた。この計画に基づいてさまざまな支援策が実施されたが、計画自体は個々の支援策を書類上一つにとりまとめた印象を拭えないものであった。

2005年ごろには、中心市街地の活性化を担うTMO(タウン・マネジメント・オーガニゼーション)が、日本全国に100以上存在していた。しかし、すでに多くのTMOは、この時点で企業の破産状態にあった。中心市街地活性化計画に基づく活動を実施するにしても、地域の有識者を主体とする急ごしらえの組織は、自治体の主催する各種委員会のよう

法律	施行	目的	特徴
改正都市計画法	2006年 平成18年 5月公布 1年6ヶ月以内施行	市町村がその総意の下地域の住民の意向を踏まえて、地域の実情に応じたまちづくりを推進すること。	大規模集客施設(1万㎡超の店舗等)の郊外立地等を原則禁止。立地する場合は、都市計画法の手続き、地域の判断を反映させる。立地可能な用途地域は商業地域・近隣商業地域・準工業地域の3地域限定。ただし、地方都市は準工業地域に特別用途地区を指定できる。
大規模小売店舗立地法	平成12年 6月施行 2006年 平成18年6月ガイドライン公表	大型店立地に際して周辺住民の生活への影響に配慮し、社会的な規制を実施すること。	第4条に基づく指針の改定。対象を商業施設からサービス施設に拡大。改正中心市街地活性化法に大店立地法特区措置を設ける。出店手続きの簡略化。退店時の対応等で業界が自主的に社会的責任を果たすことのガイドライン作成。(経済産業省)
改正中心市街地活性化法	2006年 平成18年 6月公布 8月施行	空洞化が進んでいる中心市街地の活性化を図ること。 TMOの組織及び活動の抜本的な見直し。商工会議所等と中心市街地整備推進機構等が共同で組織し、市町村や地権者の参画を得て「地域のまちづくりを総合的にコーディネート」する。	基本理念、国・地方自治体・事業者の責務規定創設。 「選択と集中」のしくみを導入。 中心市街地活性化基本計画は内閣総理大臣が認定。

表 2 改正まちづくり三法の概要

資料：国土交通省資料

な雰囲気が多い、TMO 自体が他力本願型の運営をしていたために、計画の多くは絵に描いた餅で終わっていた。各地の TMO は、一発型のイベント企画、定期型だが人寄せ程度の講演会や講習会などを手がけたが、補助金の消化と言われても仕方がないようなものであった。しかし、収支的にはプラスになっているものが多かった。

現在、ある地方都市では、TMO でまちづくりを行って、落語会だけが生き残っている。2回に1回は空き店舗対策として、空き店舗を使ってやっているが、その位なら中心市街地活性化ではなくて、誰でもできる程度の活動である。この実態は、全国も同じ様にみられる。結局、TMO によるまちづくりは、中心市街地も中心商業も自立させることができなかった。

### 3. 改正まちづくり三法の概要

#### (1) 三法改正の概要

改正都市計画法によって、1万㎡を超えた

建物は立地場所を規制されるようになった(表 2)。大規模小売店舗立地法においては、商業施設からサービス施設まで幅広い建物を対象としていることがガイドラインで示された。アミューズメントを伴った大型施設の立地や特区が設けられたために独自性のある施設の立地を展開できるようになったが、これが真の周辺住民の生活環境を配慮したものかどうか判断がつかない。

改正中心市街地活性化法では、TMOによる活性化がほとんど不発に終わったために、今度は、地域の商業のリーダーである商工会議所等が中心になって地域のまちづくりを総合的にコーディネートして活性化を図ることとなった。ただし、それぞれの主体の力量も確認されないまま、実施に至っている。まちづくりが混沌としている現状では、コーディネーターは非常に抽象的な概念であり、何を持って総合的に判断できる「まちづくりコーディネーター」と認知できるのか、はっきりしていない。法律改正から1年半が経過し、まちづくりコーディネーターとしての「まち

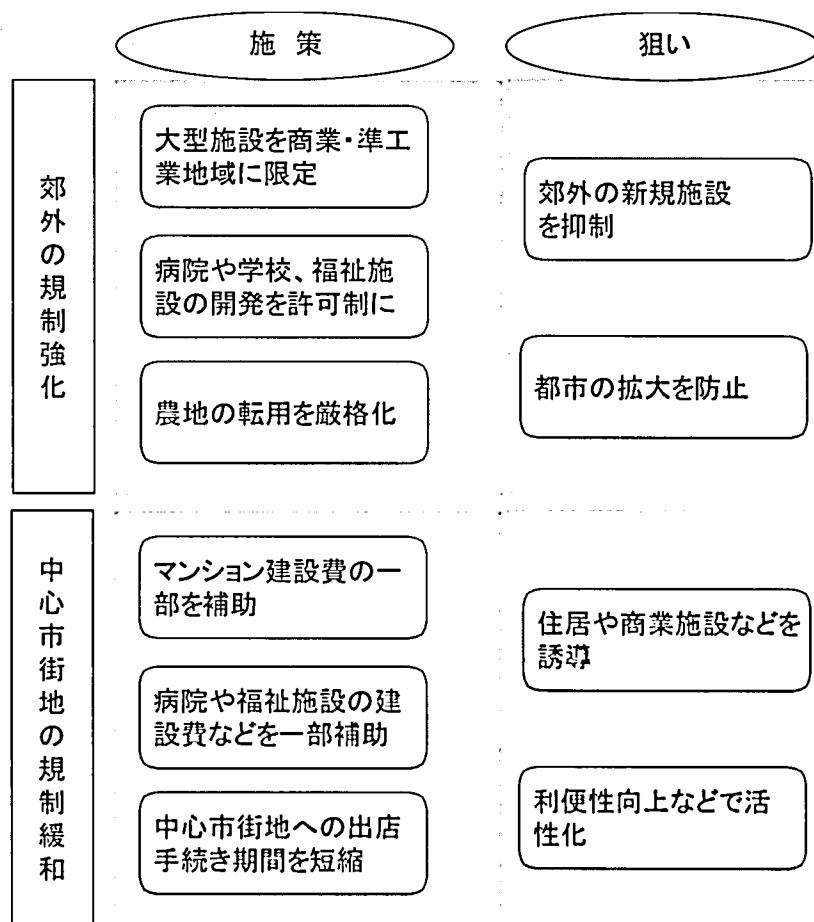


図1 まちづくり三法のポイント

資料：国土交通省資料

づくり会社」も設立されつつあるが、実質的な効果を期待することに疑問符が付くといったところが実態である。

## (2) まちづくり三法のポイント

改正まちづくり三法による中心市街地再生のポイントは、中心商店街と対立している郊外の大規模店を規制して、中心市街地へ大規模店も含む小売業の進出誘導をすれば活性化の効果がでるといえるものである(図1)。

これ以上の中心地機能の分散化は困るため、農地の転用や工場跡地等への進出を立地規制し、郊外への新規大規模店の建設を抑制する一方で、中心市街地への大規模な病院や学校、福祉施設の立地誘導を重点的に行う。また、中心市街地には人を住ませるため、商店や企業の廃業や撤退で生じた未利用地や開発予

定地における建設費用の一部補助を実施して、マンション建設を推進させた。

さらに、中心市街地の規制緩和の施策の項(図1)に示されているように、中心市街地にも病院や福祉施設は必要なので、これらの建設は優先的な一部補助を実施する手法で実現しようとしている。

一方の郊外については、これ以上の人口増加を望んでいないために、許可制による開発規制を実施している。しかし、郊外の方が病院を建設する際には大規模な病院を容易に建設することができる。既存の建築物が密集していて、比較的高地価の中心市街地における病院建設は、必要な面積の敷地を確保することが困難ではないか。

加えて法は、中心市街地への出店手続き期

間の短縮をうたっているが、郊外の規制強化に大きな効果を出せるか疑問であり、全体を見渡すと、手続きの短縮などは、付録同然である。中心市街地の規制緩和の狙いの一つは、利便性の向上によって、中心市街地にマンションを建設して新たな居住者を増やすことにある。それとともに既存社会資本の活用と小売店の収益性のアップなどを図ることによって、中心市街地を活性化するという手法は、今までの都市再開発や中心商店街の再生などに用いられてきた成果の期待薄のものである。結局、達成感のないスパイラルな展開がここでも示されている。

#### 4. 改正まちづくり三法の施行後の現状

##### (1) 改正まちづくり三法は「シャッター通り」の衰退を食い止められるか？

改正まちづくり三法は、中心市街地にある「シャッター通り」商店街の衰退を食い止められるのか。シャッター通りに対して有効な対策をとられていないとの認識があるが、実はこのシャッター通りは、休業・閉店・廃業状態にある商店であつても、個店レベルでは営業収支が健全な場合がかなり見られる。

たとえば、法規制される前に郊外の大規模ショッピングセンター内に出店しているケースや営業主体を通信販売に切り替えたり、株や金融による資産運用を積極的に進めたりしているケースは、店に品物を置かなくても程々に生活することが可能な利潤を得ることのできる生活スタイルになっている。

また、現在営業を継続している個店の中には、職住分離により居住地を郊外の住宅地に移したものや貸店舗として貸し出し、テナント営業に徹しているものなどがかなり増加しており、帰属意識の衰退化とともに他人行儀な商店街が増えている。それらの多くは、営業時間外の夕方から明朝までの時間帯や休業

日などは火の消えた商店街の景観が常態化してしまい、商店主自らシャッター通り化を推し進めていると捉えられても仕方がない状況にある。商店主一人一人の営業意欲と商店街の結束した地域活動力の存在が買い物客に伝わらない現況が続く限り、どんなに大型店を規制しても、中心市街地が活性化することは難しいし、買い物客は戻ってこない。

法律では、10,000 m<sup>2</sup>以上の大規模集客施設の郊外立地を原則禁止したが、実態は立地規制が始まる前の駆け込み立地や 10,000 m<sup>2</sup>未満の店舗を一体化する形で建設し、景観上は一つの大規模複合商業施設を合法的に立地させている。つまり、8,000 m<sup>2</sup>の店舗を3つ建設し、デッキやプロムナードなどで一体化を図れば、経営母体が異なっても 24,000 m<sup>2</sup>の大規模ショッピングセンターが誕生する。10,000 m<sup>2</sup>以上の立地規制は実質的には何も意味を持たなかったと言うことである。結局は郊外に大型店を急激展開させることになってしまった。

水田地帯の真ん中に大きなショッピングセンターができることは、結果として、周辺住民に利便性の高い商業地を提供することになる。さらに付け加えるならば、コーディネートされたさまざまなテナントが集積したショッピングセンターは、買い物しやすく、さまざまなニーズを満たすことができる商業空間である。

一方、中心商店街は、刃こぼれしたような街になっており、歩き回って買い物をしなければならないため、自動車での移動が日常化している郊外居住者の生活スタイルからかけ離れた存在になりつつある。自動車を日常的に活用している消費者が、足を向けたくなるような魅力を商店街や個店に宿らせない限り、中心市街地の活性化は無理だといえる。

##### (2) 何を変えようとしたのか

それでは、三法によって何を変えようとし

ていたのか。改正まちづくり三法には、駅前や商店街の中でも人を集めることのできる中心商店街に限定して、大型店を誘導立地させる意図が見え隠れする。

中心市街地に大型店を造り買い物客を集客させようとの目論見は過去に全国で数多く実践されたが、その多くが失敗に終わっている。

掛川市などが典型的で、駅前再開発が実施された当初は中心市街地活性化のモデルとなったものの、その後、自家中毒を起し、キーテナントも撤退し、現在は閑古鳥が鳴いている。藤沢市も同様で、かつては駅前に4つのデパートと2つの複合商業ビルが立地する大型店激戦区であったが、今では買い物客の多くを郊外に展開する大型ショッピングセンターに奪われ、駅前のデパートの内2店は、家電量販店と高層マンションに姿を変えてしまっている。掛川市・藤沢市ともに、郊外型ショッピングセンターの乱立ともいえる状況が造り出した姿である。

ハードによる中心市街地の活性化は困難であることが予測できるのに、今回もハード優先の再開発を強行しようとしている。

地方都市の場合、ある都市に大型店が立地すると、大型店が立地した都市では税収が増えるが、周辺市町村ではその煽りを受けて商店街の衰退が進み、経済不況に陥り、自治体としての活力を一気に失ってしまうこともある。これが引き金となって市町村合併へと繋がっていくこともある。

市町村合併の中には、財政力のある都市が財政力のない周辺市町村を抱き込んだ形で一体化しているものが多い。その場合、結局は財政力のない旧市町村は、「お荷物」になっていくわけである。地方ではこのような形で人口規模のみ拡大した都市が出現しているが、合併された旧市町村の地域は衰退化を止めることができず、小売業においても、実際は巨艦店1店が儲かっているだけで、合併した都

市の税収は増えるけれども、商業における均等な分配はほとんどできていないのが現実である。

また、改正都市計画法では、大都市内に立地していた工場を郊外に移転させた跡地の商業施設転用を規制している。これまで、なぜ工場跡地を商業に転用させたかというところ、ここ十数年の間、大都市の都心・都心周辺部の人口減少が著しく、何とかして都市内部の居住者を増加させる必要があったためである。そこで、工場移転によって空き地化した臨海部の工業用地に人を居住させるという、手っ取り早い方法がとられた。そのために生活基盤としての商業施設が必要となり、高層マンションや戸建住宅の建設にあわせて大型商業施設の建設が進行した。これも中心商業地の衰退化に拍車をかける結果となっている。

今回の改正は、都市内部の人口増加策の代表であった工場跡地の商業転用を制限し、それにより中心商店街の存続を担保するという、やや奇策的ではあるが思い切った策に出た。これには賛同者が多かったと聞いているが、先に述べたように、改正三法が施行されるまでに、ほとんどの日本の大規模な工場跡地の商業施設への転用は終わっている。また、法施行前には駆け込み需要が数多く見られ、関連した不動産取引が盛況を呈した。特に2006年の改正都市計画法の5月公布、1年6ヶ月以内施行に見られるように、公布と施行との間にしばらく時間があると、規制すべき内容が施行時にはほとんど実質的な効果を発揮できないような状況になっていることがある。これでは市民の側にたったの法施行ではなく、業界に配慮しての施行であったと言わざるをえない。

## 5. 中心市街地活性化における今後の課題



### (1) 空洞化の理由

中心市街地の空洞化の理由は、まちが暮らしにくくなったからである。住んでいる人が暮らしたくないと思っている都市の中心商店街は、アーケードに穴が空いていたり、日よけが剥がれていたり、トタンが錆びていたり、下がりっぱなしのシャッターが目立つことが多い。そんな見た目に寂れ傾向にあるまちでは、楽しく積極的に買い物をしたくなるはずがない。つまり、消費者が活気と魅力のなくなった商店街を求めなくなった結果として中心市街地の空洞化が生じたのである。この状況下では、ますます郊外の大型店に客が集まり、買い物は商店街ではなくてもかまわないといった感覚の消費者を増加させている。

空洞化の原因が暮らしにくい、暮らしたくないという点にあるのだから、暮らしやすくしなくては、商店街は絶対に再生しない。小手先ではなくて、消費者が買い物をしたくなるような仕掛けがあるまちを創る必要がある。消費者のニーズに全て答えようとするのは困難であり、活性化対策の混乱を招くだけである。その良い例が自動販売機である。自動販売機が100mおきに街灯の役目を果たすように分布しているのは世界で日本だけである。

消費者が、欲求にあわせて何時でもどこでもほしいものを手にすることができるように商品提供者が対応するとすれば、いつでも暖かいもの、冷たいものを提供できる販売スタイルを追求すると、限りなく消費者ニーズに合わせた24時間販売しかない。その定番は24時間営業のスーパーマーケットであり、コンビニエンスストアである。経済性と合理性を追求すれば、究極、自動販売機にたどり着く。消費者が欲しいと思うものを全てかなえようと努力し、可能な限りかなえてきたのが日本という国である。その結果が、中心市街地を活性化しなければならない状況をつくり出してしまったのである。

最近、神奈川県西部の城下町で、市の経済部長が中心市街地活性化策について、「郊外でブレーキをかけ、中心市街地ではアクセルを踏んで活性化につなげたい」とコメントした。このたとえば、最近よく使われるフレーズであるが、郊外でブレーキをかけて、中心市街地でアクセルを踏んだら、本当に活性化するのか。郊外と中心市街地では、地域社会成立までの歴史や商業地の形成過程などが全く異なっているのだから、一律に自動車に頼るような方法でことを乗り切ろうとするのには無理がある。

市民の暮らしを支えている商店街との認識と自覚がないのに、なんとか人を集めれば、商業を活性化させることができるという考え方は、1990年代の考え方とまったく同質であり、現在の商店街を見ればわかるとおり、およそ20年が経過した現在でも多くの商店街はなんら変化をしていないのが実態である。

顧客満足度がマーケティングでは非常に大事である。衰退した商店街では顧客満足度ではもう対応できないので、これを気にせずに消費者に提供可能なものは何かの問いに対する回答を出すべく、商業の活性化を図るのが、解決に向かう一番の早道だといえる。

### (2) 定住化は我が町意識の高まりから

買う人がいなければ、商業は成立せず、商店街も形成されない。現状では定住促進が第一である。中心市街地にマンションを建設することは定住促進につながるとされているが、マンション購入者が定住するかというと怪しい限りである。中心市街地に立地するマンションは相対的に不動産価値が高いため、むしろ定住しない購入者の方が多い場合もある。もちろん賃貸住宅として貸し出され、入居者が定住している場合もあるが、定住者による地域社会を築き、商業を中心とした中心市街地の活性化の起爆剤にするためには、帰属意識の高まりが欠かせないため、上述のような

マンション居住状況では活性化への効果はあまり期待できない。基本的に、人がいなければ商業は成り立たないし、活性化はしない。

人をどのように住まわすかが重要である。郊外から人を呼び寄せて住まわすスタイルでは効果がない。郊外で車を使って大型店に買い物に行く人が、買い物カゴをもって歩くということは考えにくい。現在、まちなかに住んでいて、日々まちなかを歩いて通勤、買物をしている人々が歩きやすいまちにすることが、中心市街地を活性化する早道である。これが高齢者や子供、単身者がくらしやすいまちづくりにつながっていくと思う。

1998年に中心市街地活性化法を施行してもう10年も経過している。この間、さまざまな方策が専門家のアドバイスのもとに補助金を用いて実施されてきているが、状況はほとんど変わっていない。

そこに住んでいる人の顔や暮らしが垣間見ることができるようなまちを、常時演出できていることが「再生」の基盤条件であると思う。まちなか歩きにじっくり付き合った形でゆっくりとしたまちづくりに取り組む方が、中心市街地の活性化への近道となる。高齢者や子供、単身者が住める理想型のまちを作るのではなく、まちの温かみと活気を演出しながら、場面・場所を作っていくのが大事なのである。

最近、界限と生業ということに関心を持っている。路地の科学とか路地のまちづくりというのがあり、それが住みたいまちの演出に繋がるのではないかと考えている。今までまちづくりのコンセプトにあわないものは、不必要な物として全て排除されてきた。

歴史ある中心市街地では、これまで街路が狭く駐車スペースが確保しにくかったため、車が止めやすく雨に濡れず、駐車場が十分に確保されていることが買い物のしやすい商店街の代名詞とされ、それが中心市街地の理

想とされてきた。これは、郊外の大規模店に対抗した形として発想されたものであり、中心市街地においてそれを求めるのには無理があるのではないかと思う。

昔ながらの顧客第一主義の個店が各地に存在している。八百屋や肉屋、総菜屋、自転車店など非常に生活密着型で、欲しいときに手に入るという店が近くにあるということは大事である。かつては、まちじゅう併せて万屋であったものが、一店で万屋になり、近年では万屋の集合体のまちみたいなものが田園の中に立地している。田園の中の万屋集合体は、日常(ケ)よりも非日常(ハレ)的である。中心市街地の活性化は、やはり、そこに住んでいる住民と商店主に我が町意識を持ってもらうことが第一であり、定住化はそれの高まりと共に進めるものであると思う。

### (3) どこにでも存在している「地場もの」を活かす

このように考えていくと、地産地消や地消地産のように、地元にある物を活かすということ重要である。今日、食の安全が至る所で語られているだけに、この視点は必要であると考えられる。

1つは質的な見極めである。地産地消とは、住んでいる所で生産し、住んでいる所で消費するということであるが、消費者の方からすると欲しているものを作って欲しいわけである。つまり、作り手が生産の工夫をして消費者に提供するのではなくて、消費者の求めているものを作り手の工夫で生産して提供することを基本とする地元で消費されるものを作る「地消地産」という考えに基づいて生産をすることが重要である。

今、ロハスという言葉がもてはやされ、ゆっくりとしたものとか伝統というものを見直そうという動きが活発になっている。これはイタリアから来たものといわれているが、この考え方は元々、日本に根付いていたもので、

「地場もので暮らす」そのものである。ロハスという言葉を使用するから、ハイカラな新たに輸入された考え方・暮らし方だと思ってしまうのである。やはり日本のものがよい。

「地場もので暮らす」には、安心・安全、生産者と消費者がみえるということが確保されていないと難しい。今、生協までもが毒入りギョーザ問題で加害者ようになってしまっている。残念なことであるが、経済効率の向上、システム化の推進を進めてきたために、気がついたら生協自身が自分の手の中にある食べ物を十分に確認せずに食していたということである。生協自身が自分の姿を見なくなっていたということである。

食するものは、作り手が信頼でき、作られたものの中身がわかっていることが大前提である。やはり、お互いの顔が見え、声を掛け合い、商売が成立する形をイメージできる商業が一番いいのかなと感じる。

もう1つは、中心市街地における集客の量的な見直しである。これは、駅前広場やアーケードのシャッター通りなど、活力のない通りに立地している商店街で産業の活用をする必要がある。そのような場所でも現在、集客力があって市街地対応型にコーディネートされているのはパチンコ店である。今のパチンコ店の集客力はすごい。併設する駐車場を、

市民に破格の値段で1日貸しているところもある。安全で濡れずに駅に近いという利点もあるが、昔の臭い・金儲けというイメージが薄れ、業界も変化しつつある。このようなことから現状の駅前を考えると、良い商業施設とっては語弊があるが、パチンコ店の使い方は重要であると考え。中心市街地の活性化の新素材だと思う。

同様に居酒屋と喫茶店も新素材として取り上げたい。この両者は、非常に人を集めやすい所でさまざまな工夫ができる。集客もできるし認知されやすい上、何人も寄り合うことができる。このような新素材を、寄り合いやすい場として、また客の入りの少ない時間帯の活用などについて、切り口をかえて検討してみると新たな展開と方策が見つかると思う。

行政はパチンコ店を中心商業地の目玉にすることに對して否定的であるが、集客力という点から見ると大きな吸引力を持っていると思う。すでに、新幹線の駅や私鉄の駅などでは実体験できるところがいくつもある。また、この業界は資金力がある上に、都市開発に投資しようとする気運も高まっている。今日の中心市街地の活性化では、今までうさん臭く思っていたものを起爆剤にすることも考えるべきである。新素材は、果たして重要な活性化の切り口となりうるか、今後注目したい。

自治体学フォーラム2008 in 逗子

### 「市民は地域（まち）を変えられるか？」

主 催：自治体学会関東フォーラム・神奈川実行委員会

日 時：7月5日（土） 午後2時～午後5時30分

会 場：逗子文化プラザホール

内 容：ホームページ (<http://www.jca.apc.org/alice/>) をご覧ください。

参加費：一般1,000円（学生500円）

お申込み・お問い合わせ先：特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ

TEL 045-212-5835/FAX 045-212-5826/E-mail: [alice@jca.apc.org](mailto:alice@jca.apc.org)

※お申し込みは、EメールかFAXでお願いします。

## 編集後記

2005年度から3年間にわたってセンターの研究者として活躍された畠山輝雄さんが、3月末日をもって当センターを退任され、新たに日本大学文理学部地理学科の助教(旧専任講師)の任につかれました。畠山さんは、月報の編集、各種の調査活動等に大きな貢献をされました。中でも指定管理者制度の調査に関しては、神奈川は言うに及ばず全国調査にあたっても指導的な役割を果たされました。あらためて、畠山さんに感謝申しあげるとともに今後のご活躍と当センターに対しましてご指導をお願いします。

後任研究員には、5月から谷本有美子さんが決まり週3日来ていただくこととなりました。谷本さんは、東京北区に勤務されるかたわら法政大学大学院修士課程を修了されました。2002年には北区を退職され、現在は拓殖大学はじめ四つの大学講師等をつとめられています。当センターでの活躍を大いに期待しているところです。

また、小泉親昂特別研究員には毎週月、金勤務いただき、県のあり方研究会などを担当いただくこととなりました。また、上林理事長にはこれまでどおり毎週火、金にお出ましいただくことになっています。事務局は、久保田さんが引き続き担当されます。複数が有機的に組み合わさって1年間乗り切りたいと思います

さて、本号は大幅に遅れての発行となりました。会員はじめ本号の執筆者の先生方に心からお詫び申し上げます。実情を申せば研究員の後任に不備が生じましてのことではありますが、事務局をあずかる私の責任であることはいまでもありません。伏してお詫びいたします。今後は、隔月発刊を厳守する所存です。  
(勝島行正)

本号から月報の編集を引き継ぐことになりました。よろしくお願ひいたします。

私は、地方自治制度が主な研究領域のため、前半で扱った分権改革についての講演は、とりわけ興味深い内容でした。まもなく、地方分権改革推進委員会第一次勧告が示される予定もあるので、今後の動向も引き続き紹介していきます。

また後半で紹介した、まちづくり三法改正に伴う中心市街地の問題は、法の改正趣旨が現実と乖離した典型的な例であると考えさせられました。人々が我が町意識を失わない地域は、どこにあっても元気を持ち続けているように思います。そうしたまちづくりの手法が伝播していくための環境整備こそ、法改正に必要なことなのかもしれません。  
(谷本有美子)

2008年4月20日

自治研かながわ月報第106号(2008年4月号, 通算170号)

発行所	社団法人 神奈川県地方自治研究センター
発行人	上林得郎 編集人 勝島行正 定価1部 500円
〒232-0022	横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館4F
	☎045(251)9721(代表) FAX 045(251)3199
	http://kjk.gpn.co.jp/ E-mail:kjk@gpn.co.jp
振替口座	中央労働金庫横浜支店 1195174 横浜銀行 横浜市庁支店 0709629

## 会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月600円のどちらかを選び、1年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局  
☎045(251)9721へご連絡ください。

## 会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5版・120～150ページ定価800円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。